

令和7年（2025年）4月30日

保護者様

城陽市立富野小学校

校長 柴田 敬

### 就学援助受給者の学校諸費の取扱いについて

日頃は、本校教育推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、就学援助の認定に伴う学校諸費の取扱いについて、下記のとおりとしますのでご了承ください。

#### 記

##### 1 給食費について

学校諸費振替時に、給食費（5,000円）は徴収しません。

学期ごとに支給される就学援助費の給食費は城陽市から直接学校へ入金され、学校から給食センターへ支払います。従って、就学援助費の給食費の貴口座への入金はありません。

##### 2 スポーツ振興センター災害共済給付に係る掛金について

学校諸費振替時に、掛金（1年分460円）は徴収しません。

城陽市により全額負担されますので、保護者負担はありません。

##### 3 その他の学校諸費徴収金について

教材費・PTA会費・積立金・校外学習費等は、通常どおり毎月お知らせをする徴収金額を徴収します。

口座振替日の前日までに該当口座へのご入金をお済ませくださいますよう、ご協力をお願いします。

##### 4 各援助費の振込通知について

給食費以外の各援助費は、随時、城陽市教育委員会（学校教育課）より申請時に指定された口座へ振り込まれます。

各援助費の支給がある場合は、学校のホームページの「学校事務からのお知らせ」内の「就学援助制度についてのご案内」で逐次、お知らせしますのでご確認くださいませようお願いします。

※個別のお知らせはいたしませんのでご了承ください。

|             |
|-------------|
| 担当／北澤（事務）   |
| TEL 52-0009 |